## 新旧比較表

## ■ケーブルテレビ加入契約約款

変更事項	変更前	変更後
(契約の成	前略	前略
立)	2 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には	2 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には
第 5 条	加入契約の申込を承諾しないことがあります。	加入契約の申込を承諾しないことがあります。
	(1) 加入申込について、引込設備及び宅内設備の設置	(1) 加入申込について、引込設備及び宅内設備の設置
	又は保守することが技術上著しく困難なとき。	又は保守することが技術上著しく困難なとき。
	(2) 加入申込について、引込設備の設置又は保守する	(2) 加入申込について、引込設備の設置又は保守する
	ことが著しく高額な場合。	ことが著しく高額な場合。
	(3) 加入申込者がケーブルテレビサービスの料金その	(3) 加入申込者がケーブルテレビサービスの料金その
	他の債務(当約款に規定する料金及び料金以外の債務を	他の債務(当約款に規定する料金及び料金以外の債務を
	いいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は	いいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は
	怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。	怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
	(4) STVBを設置する放送サービスの利用にあた	(4) STVBを設置する放送サービスの利用にあた
	り、以下に同意いただけないとき。	り、以下に同意いただけないとき。
	・KDDIが定めるauID利用規約	・KDDIが定めるauID利用規約
	・別記( <u>第36条</u> 関係)の提携事業者が定める規約等	・別記( <u>第35条</u> 関係)の提携事業者が定める規約等
	(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があると	(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があると
	き。	き。
(最低利用	放送サービスおよび <u>第35条</u> に定める付帯サービスに	放送サービスおよび <u>第34条</u> に定める付帯サービスに
期間)	は、別に定める最低利用期間があります。なお、第9条	は、別に定める最低利用期間があります。なお、第9条に
第 6 条	に定める本施設の工事が完了した月の翌月末までを1ヵ	定める本施設の工事が完了した月の翌月末までを1ヵ月
	月目とします。	目とします。
	後略	後略
(料金)	前略	前略
第 11 条	3 当社が、第3条に定める放送サービスの全てを暦月	3 当社が、第3条に定める放送サービスの全てを暦月
	の内継続して10日以上行わなかった場合、当該月分の	の内継続して10日以上行わなかった場合、当該月分の
	料金(2ヵ月にわたり10日以上20日未満行わなかっ	料金(2ヵ月にわたり10日以上20日未満行わなかっ
	た場合は、初月分)の内、基本利用料金を第1項の規定	た場合は、初月分)の内、基本利用料金を第1項の規定に
	にかかわらず無料とします。なお、第36条に定めるコ	かかわらず無料とします。なお、第35条に定めるコンテ
	ンテンツサービスについては、提携事業者が定める規約	ンツサービスについては、提携事業者が定める規約により、
	により本条の規定に関わらず利用料金の支払いを要しま	り本条の規定に関わらず利用料金の支払いを要します。
	す。 後略	後略
(料金の計	前略	前略
算および請	3 加入者が第37条で提供されたauIDを利用し、	<sup>                                    </sup>
求)	STVBの操作により各種コンテンツ等の規約に同意し	STVBの操作により各種コンテンツ等の規約に同意し
第12条	購入したコンテンツ等の債権の一部(物販系コンテンツ	購入したコンテンツ等の債権の一部(物販系コンテンツ
	等に関する債権を除く)は、当社がKDDIからauか	等に関する債権を除く)は、当社がKDDIからauかん
	んたん決済を通じて、その債権の譲渡を受け、当社の債	たん決済を通じて、その債権の譲渡を受け、当社の債権と
	権として請求します。	して請求します。
	後略	後略
		w · · · ·

(免責)

第30条

前略

- 9 <u>第36条</u>に規定するセキュリティソフトウェアの動作不良等により生じた損害については、当社はその責任を負いません。
- 10 当社は、STVBの利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害( $\frac{第36条}{2}$ の提携事業者によるコンテンツサービスにより生じた損害を含む。)、およびSTVBを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者間に生じた損害に対し、いかなる責任も負いません。

(個人情報の利用)

第31条 当社は、放送サービスの提供に関連して知り 得た加入者の個人情報(以下「個人情報」といいま す。)を、以下の利用目的の範囲内で利用します。

- (1) 放送サービスを提供すること、および放送サービスの内容をより充実したものにすること。
- (2) 加入者に有益と思われる放送サービス(関連する サービスも含む)、あるいは当社または提携先の商品・ サービスに関する情報を提供すること。
- (3) 加入者から個人情報の取り扱いに関する同意を得る等、加入者への連絡の必要が生じた場合に、連絡すること。
- (4) 利用状況や利用環境などに関する調査を実施する こと、および当社内の関連部門に報告・連絡をするこ と。

(5) 放送サービスのサービス向上等の目的でアンケート調査等による個人情報の集計および分析等すること。

- (6) 前号の集計および分析等により得られたものを、 個人を識別または特定できない態様にて第三者に開示ま たは提供すること。
- (7) 加入者の視聴状況やSTVBの使用状況ならびに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別・特定できないように加工した統計資料を作成し、設備の保守および新規サービスの開発を行うこと。
- (8) STVBの障害および停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。
- (9) 加入者がSTVBにダウンロードしたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。

(10) その他加入者から得た同意の範囲内で利用する こと。 前略

- 9 第35条に規定するセキュリティソフトウェアの動作不良等により生じた損害については、当社はその責任を負いません。
- 10 当社は、STVBの利用により発生した加入者と 第三者間に生じた損害(第35条の提携事業者によるコンテンツサービスにより生じた損害を含む。)、およびSTVBを利用できなかったことにより発生した加入者と 第三者間に生じた損害に対し、いかなる責任も負いません。

(個人情報の取扱い)

- 第31条 当社は、放送サービスの提供に関連して知り 得た加入者の個人情報(以下「個人情報」といいます。) を、当社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に従い適正に取り扱います。
- 2 当社は、前項によるほか、以下の利用目的の範囲内で 個人情報を利用します。
- (1) 加入者の視聴状況やSTVBの使用状況ならびに 操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識 別・特定できないように加工した統計資料を作成し、設 備の保守および新規サービスの開発を行うこと。
- (2) STVBの障害および停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。
- (3) 加入者がSTVBにダウンロードしたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。

(個人情報 の 取 り 扱 い)

第31条

	ルれば ロエッ担人 個工体和をナーロサッペニネス	本中な
	当社は、以下の場合、個人情報を本人以外の第三者に	削除
	対し、開示、提供することがあります。	次以降の未現番を探り上の
	(1) 加入者の同意を得た場合。	
	(2) 裁判官の発付する令状により、強制処分として捜	
	索、押収がなされる場合、その他法令の規定に基づく場へ	
//m	(3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要が	
(個人情報	あり、加入者本人の同意を得ることが困難な場合。	
の開示・提	(4) 前条の利用目的の達成に必要な範囲内において個	
供)	人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合(個	
第32条	人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた	
	業務委託先または提携先に委託する場合に限る)。	
	(5) 放送サービスの料金に関する債権・債務の特定、	
	支払および回収に必要と当社が判断した場合。	
	2 当社は、加入者からの申し出により、放送サービス	
	の提供に関する業務に支障のない範囲で、個人情報の照	
	会、修正、利用・開示の中止および利用・開示の再開に	
	<u>応じます。</u>	
(約款の改	(約款の改定)	(約款の改定)
定)	第33条	<u>第32条</u>
第32条	後略	後略
(成人向け	(成人向けチャンネル)	(成人向けチャンネル)
チャンネ	<u>第34条</u>	<u>第33条</u>
ル)	後略	後略
第33条	(11116-2)	(11116.2)
(付帯サー	(付帯サービス)	(付帯サービス)
ビス)	<u>第35条</u>	<u>第34条</u>
第34条	後略	後略
(提携事業	(提携事業者が提供するSTVB向けコンテンツサービ	(提携事業者が提供するSTVB向けコンテンツサービ
者が提供するのでいる	A)   bits 0.0 A	ス) http://p. 5.72
るSTVB ウはコンラ	<u>第36条</u>	<u>第35条</u>
向けコンテ ンツサービ	後略	後略
· ·		
ス)		
第35条 (auID	(auIDの提供)	(auIDの提供)
の提供)		
	<u>第37条</u> <sup>《如文</sup>	<u>第36条</u> 公服
第36条	(協議)	(協議)
(協議)		
第37条	<u>第38条</u> 後略	<u>第37条</u> 後略
(B – C A	(B-CASカードの取扱いについて)	(B-САЅカードの取扱いについて)
	***	
Sカードの	<u>第39条</u> 滋取	<u>第38条</u> 滋取
取扱いについて)	後略	後略
第38条	(笠96条間だ) 担権市要求が担併よりのアリカウはっ	(笠25冬間瓜) 担権事業老が担併みてのアリカウはっ
	( <u>第36条</u> 関係)提携事業者が提供するSTVB向けコ	( <mark>第35条</mark> 関係)提携事業者が提供するSTVB向けコ
■別記	ンテンツサービス	ンテンツサービス
+n.\(\lambda\) +1	後略 (C) 火約熱は、如水字   双皮   0   0   0   0   1   1   1   1   1   1	後略 (6) 米約執付 ·如北京   双式 2.0 年 1.2 日 1.5 日 1.5
契約約款	(6) 当約款は一部改定し、平成29年 <u>8月1日</u> より施 行します。	(6) 当約款は一部改定し、平成29年 <u>12月15日</u> より施行します。
付則 (6)	11 0 0 7 0	/ NEI I しみ 7 o